

【概要版】

令和8年度山形県ナノテラス活用支援事業費補助金

1 事業概要

本事業は、事業者が3GeV高輝度放射光施設 NanoTerasu（以下「ナノテラス」という）を活用して行う技術開発及び研究開発を支援するため、補助金を交付します。

2 対象事業者

県内に事業所を有し、ナノテラスを活用して自社製品の品質管理や研究開発等を行う事業者

3 補助対象事業

①ナノテラス活用事業：

ナノテラスを活用して自社製品の品質管理や研究開発等を行うもの

②ナノテラス活用伴走支援事業：

ナノテラスを利用した実績のない対象事業者が、山形県工業技術センターによる伴走支援（伴走支援の詳細は交付要綱をご確認ください）を受けながら、ナノテラスを活用して自社製品の品質管理や研究開発等を行うもの

4 補助率、補助金額、補助対象経費

(1) 補助率

①ナノテラス活用事業 : 1/3以内

②ナノテラス活用伴走支援事業 : 2/3以内

(2) 補助金額

①ナノテラス活用事業 : 25万円以内

②ナノテラス活用伴走支援事業 : 50万円以内

(3) 補助対象経費

- ・ナノテラスビームライン利用料等
- ・ナノテラスを利用して得られたデータの分析又は解析の委託費、共同研究費、工業技術センターとの受託研究費（ナノテラス活用伴走支援事業に限る）

5 募集期間

令和8年5月19日（火）より令和8年12月25日（金）まで、随時受付。ただし、予算がなくなり次第受付は終了。また、ナノテラスの空き状況等を考慮し、早めに受付を終了する場合あり。

6 問合せ・提出先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部産業技術イノベーション課 産業科学技術政策担当

電話 023-630-3034 FAX 023-630-2695

E-mail ysaninno*pref.yamagata.jp（*を@に変えてください）